

議案第 8 4 号

岬町国民健康保険条例の一部改正について

岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 6 年 1 2 月 3 日 提出

岬町長 田 代 堯

提 案 理 由

国民健康保険における急患等の被保険者に係る一部負担金及び保険料の徴収猶予の取扱いについて見直しを実施されたことに伴い、本条例に所要の改正を行うものです。

岬町条例第 号

岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）

岬町国民健康保険条例（昭和35年岬町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第25条第1項中「6か月」の次に「（ただし、急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した被保険者に係る保険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長1年）以内」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第25条の規定は、令和6年度分の保険料のうち令和6年12月以後の期間に係るもの及び令和7年度以後の保険料について適用し、令和6年度分のうち令和6年11月以前の期間に係るもの及び令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

○岬町国民健康保険条例（昭和35年岬町条例第2号）

新	旧
<p>第1条～第24条（略） （徴収猶予）</p> <p>第25条 町長は、保険料の納付義務者が、次の各号のいずれかに該当することにより、その納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6か月の納付することにより、その納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付する期間を限り、徴収猶予をすることができる。</p> <p>（ただし、<u>急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した被保険者に係る保険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長1年）</u>以内の期間を限り、徴収猶予をすることができる。</p> <p>(1)～(4)（略） 2（略） 以下（略）</p>	<p>第1条～第24条（略） （徴収猶予）</p> <p>第25条 町長は、保険料の納付義務者が、次の各号のいずれかに該当することにより、その納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6か月の期間を限り、徴収猶予をすることができる。</p> <p>(1)～(4)（略） 2（略） 以下（略）</p>